

設置認可を予定している施設の概要 1

No	区 分	内 容	
1	意見聴取の内容	幼稚園からの移行による幼保連携型認定こども園の設置認可	
2	施設 の 名 称	(仮) 認定こども園岩戸こども園 (現 岩戸幼稚園)	
3	所 在 地	横須賀市岩戸3-37-5	
4	設 置 者	学校法人横須賀山崎学園 理事長 山崎 美香	
5	開 設 予 定 日	令和3年4月1日	
6	設 置 認 可 に 至 る ま で の 経 緯 の 概 要 等	老朽化等に伴い、現在、既存の幼稚園園舎を建替え中であり、令和2年12月中には新園舎が完成予定である。その後、仮園舎の解体工事を経て園庭を整備し、本年度末までには全ての工事が完了予定である。来年度から新たに2号及び3号認定子どもを受け入れ、幼保連携型認定こども園に移行する。この移行に伴い、幼稚園は廃止する。	
7	施設 の 概 要	敷地面積	4744.64 m ²
		建築面積	1301.49 m ²
		延床面積	2099.72 m ²
		構造・階数	鉄骨造 地上2階建て
8	令和3年度定員	270人 (現在の認可定員 210人)	
9	子どもの内訳 及び学級数	【1号 192人】3才56人、満3才児18人、4才59人、5才59人 【2号 48人】3才16人、4才16人、5才16人 【3号 30人】0才2人、1才13人、2才15人 【学級数】11学級【3才児(4)、満3才児(1)、4才児(3)、5才児(3)】	
10	職 員	【配置基準上、保育教諭は常勤換算で20人以上】 園長1人(1)、副園長1人(1)、主幹保育教諭1人(0)、保育教諭29人(19)、 学校医(嘱託)1人(1)、学校歯科医(嘱託)1人(1)、学校薬剤師(嘱託)1人(1)、事務員1人(1)、用務員6人(6) 【合計42人(31)】 ※()内の人数は現在の人数 ※主幹保育教諭及び保育教諭は常勤換算後の人数 ※調理は業者委託する予定	
11	設 備 等	乳児室(ほふく室)2、保育室13、遊戯室1、職員室(保健室兼用)1、 調理室1、会議室1、便所(園児用6か所・職員用4か所)、調乳室1、 沐浴室1、子育て支援相談室1、相談室1、理事長室1、プール1、学童 保育室1、駐車場6台 等 【園庭】2140.15 m ² (必要園庭面積 1089.5 m ²)	
12	子育て支援事業	別紙「子育て支援事業実施調書」の2事業を実施予定	
13	資 産 の 状 況	総資産額約6億8000万円(令和2年3月31日現在)	
14	そ の 他	・幼稚園は廃止	

設置者や現在運営している施設等の沿革	
(昭和 50. 11)	学校法人横須賀山崎学園認可
(昭和 51. 4)	本館竣工
(昭和 53. 4)	西館増築
(平成 18. 4)	新館増築
(平成 20～25)	園庭大規模改修
施設の設置に至った動機・施設設置にあたっての抱負等	
<p>幼保連携型認定こども園に移行しようと考えた動機としては、多くの保護者から幼保連携型認定こども園に移行してほしいとの要望があったことや当園がある久里浜地区の待機児童の状況、さらには横須賀市の整備方針等を聞き、幼保連携型認定こども園に移行することで、地域貢献につながると確信できたことが大きな要因となっています。</p> <p>移行後は、子育て支援により一層力を注いでいきたいと考えています。自分自身、子育てをしている中で不安や悩みを抱えていた時期がありました。そのようなときに同じ悩み等を抱える保護者同士が集まれる場所の必要性を感じましたので、このような環境を作っていきたいと思っています。</p> <p>今後とも保護者、子どもたちに寄り添い、より良い幼児教育・保育を提供していきたいと思っています。</p>	

子育て支援事業実施調書

事業内容

事業番号	事業名	内容（目的，対象，実施回数など）
①	子育て交流サロン	開園日に学園の子育て支援室を開放し、地域の子ども及び保護者、ご家族と共に子育てを支え合い、子ども達の成長を一緒に喜び合える場所を提供する。
④	子育てコンシェルジュ	開園日に、子育てに悩む保護者に寄り添い、不安や疑問を解決できる様に関係諸団体と連携して取り組む。

下記の①～⑤の事業のうち2つ以上の子育て支援事業を行っていただくようお願いいたします。ただし、④については必須事業となります。従って、④を含めて2つ以上の事業について記載してください。

※「事業番号」欄には以下の番号を記入してください。

- ①地域の子ども及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設する等により、当該子どもの養育に関する各般の問題につき、その保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及びその助言その他必要な援助を行う事業
- ②地域の家庭において、当該家庭の子どもの養育に関する各般の問題につき、その保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他必要な援助を行う事業
- ③保護者の疾病その他の理由により、家庭において保育されることが一時的に困難となった地域の子どもにつき、認定こども園又はその居宅において保護を行う事業
- ④地域の子どもの養育に関する援助を受けることを希望する保護者と当該援助を行うことを希望する民間の団体又は個人との連絡及び調整を行う事業
- ⑤地域の子どもの養育に関する援助を行う民間の団体又は個人に対する必要な情報の提供及び助言を行う事業

※根拠：「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」

（認定こども園法）第2条第12項及び同法施行規則第2条

位置図

